

令和 2 年度

病院局

(田川市病院事業会計)

9月補正予算説明資料

令和2年度 田川市病院事業会計 9月補正予算の概要について

1 9月補正予算の概要

- ・緊急包括支援交付金のうち、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の実施に必要な収益と費用のみを計上。
- ・支給要件は、福岡県で1例目が発生した令和2年2月20日から6月30日までの間に医療機関等で10日以上勤務した者が対象で、職員(会計年度任用職員)のほか、委託や派遣等を含み病院で何らかの業務に従事し、患者さんに接する職員が対象。
- ・県の感染症指定医療機関の指定を受け、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行っているため、給付金額は1人20万円。
- ・退職している職員や応援医師も含まれることから、当院で申請する人数を確認中のため概算(600人、120,000千円)で予算を計上。令和2年9月9日時点で、職員321人、会計年度任用職員62人、退職等27人、委託業者の従業員等13社152人の計562人。育休等で要件を満たさない人や大学等から派遣されている応援医師も対象となるので、交付申請人数はまだ確定していない。
- ・収支は当初予算のまま変動なし。4月から6月までの3ヶ月分しか実績がなく、新型コロナウイルス感染症の影響がいつまで続くのか今後の状況を推測することが非常に困難なこと、また、新型コロナウイルス感染症に対する交付金等がこの他にもいくつかあるが、支給要件に県の指定が必要となるなど、現時点で不確定な要素が多く、収支に反映させるのは時期尚早と判断したため。

2 予算第2条で定めた業務の予定量

項目名			既決	補正	補正後	備考
入院	急性期	(ア)入院患者一人当たり診療収益 (円)	51,282	-	51,282	
		(イ)入院患者数(延入院) (人)	56,283	-	56,283	
		(ウ)病床稼働率 (199床) (%)	77.5	-	77.5	
	地域包括ケア	(エ)入院患者一人当たり診療収益 (円)	32,665	-	32,665	
		(オ)入院患者数(延入院) (人)	10,899	-	10,899	
		(カ)病床稼働率 (45床) (%)	66.4	-	66.4	
	計	(キ)入院患者一人当たり診療収益 (円)	48,262	-	48,262	
		(ク)入院患者数(延入院) (人)	67,182	-	67,182	
		(ケ)病床稼働率 (244床) (%)	75.4	-	75.4	
外来	(コ)外来患者一人当たり診療収益 (円)	13,310	-	13,310		
	(サ)外来患者数(新来+再来) (人)	122,933	-	122,933		

3 予算第3条で定めた経費(収益的収入及び支出)

(単位:千円、消費税込み)

款	項	既決予算額	補正額	補正後予算額	説明(補正額の内訳)
病院事業収益	1 医業収益	5,146,289	-	5,146,289	入院収益 - 外来収益 - その他医業収益 -
	2 医業外収益	557,579	-	557,579	他会計負担金 - 他会計補助金 - その他医業外収益 - 長期前受金戻入 -
	経常収益 A (1+2)	5,703,868	-	5,703,868	
	3 特別利益	58,117	120,000	178,117	過年度損益修正益 - その他特別利益 120,000
	病院事業収益 B (1+2+3)	5,761,985	120,000	5,881,985	
病院事業費用	1 医業費用	5,884,342	-	5,884,342	給与費 - 材料費 - 薬品費 - 診療材料費 - 経費 - 減価償却費 -
	2 医業外費用	81,665	-	81,665	企業債利息 -
	経常費用 C (1+2)	5,966,007	-	5,966,007	
	3 特別損失	3	120,000	120,003	過年度損益修正損 - その他特別損失 120,000
	4 予備費	10,000	-	10,000	予備費 -
病院事業費用 D (1+2+3+4)	5,976,010	120,000	6,096,010		
医業収支 (医業収益 - 医業費用)		△ 738,053	-	△ 738,053	
経常収支 (経常収益 A - 経常費用 C) (※税処理後の額)		△ 262,139 (△ 296,303)	-	△ 262,139 (△ 296,303)	
病院事業収支 (病院事業収益 B - 病院事業費用 D) (※税処理後の額)		△ 214,025 (△ 248,189)	-	△ 214,025 (△ 248,189)	

4 予算第4条で定めた経費(資本的収入及び支出)

(単位:千円、消費税込み)

款	項	既決予算額	補正額	補正後予算額	説明(補正額の内訳)
資本的収入	1 企業債	371,800	-	371,800	企業債 -
	2 負担金	436,646	-	436,646	他会計負担金 -
	3 補助金	2,750	-	2,750	国県補助金 -
資本的収入(1+2+3+4)		811,197	-	811,197	
資本的支出	1 建設改良費	375,800	-	375,800	建設改良費 -
	2 企業債償還金	664,123	-	664,123	資産購入費 - 企業債償還金 -
資本的支出(1+2)		1,039,923	-	1,039,923	
資本的収支(資本的収入-資本的支出)		△ 228,726	-	△ 228,726	

※ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する228,726千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で24,771千円、過年度分損益勘定留保資金176,340千円により補てんする。

5 一般会計繰入金の内訳について(再掲:負担区分別)

(単位:千円、消費税込み)

勘定科目	既決予算額	補正額	補正後予算額	説明(補正額の内訳)
企業債に対する繰入金(病院建設費に相当する額)	375,923	0	375,923	
企業債に対する繰入金(建設費分を除いた額)	109,747	0	109,747	
第1号経費に該当する額	271,825	0	271,825	
第2号経費に該当する額	157,982	0	157,982	
繰入金の合計額	915,477	0	915,477	

地方公営企業法第17条の2第1項第1号

その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

地方公営企業法第17条の2第1項第2号

当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

6 累積欠損金について

(単位:千円)

勘定科目	既決予算額	補正額	補正後予算額	説明
累積欠損金	△ 987,920	0	△ 987,920	

令和2年度 9月補正予算(田川市病院事業会計) 主要事項について

(単位:千円)

款・項・目・節	既決予算額	補正額	補正後予算額	説 明
収益的収入	5,761,985	120,000	5,881,985	
1 医業収益	5,146,289	0	5,146,289	
2 医業外収益	557,579	0	557,579	
3 特別利益	58,117	120,000	178,117	
3 その他特別利益	58,115	120,000	178,115	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の受け入れに伴う増

款・項・目・節	既決予算額	補正額	補正後予算額	説 明
収益的支出	5,976,010	120,000	6,096,010	
1 医業費用	5,884,342	0	5,884,342	
2 医業外費用	81,665	0	81,665	
3 特別損失	3	120,000	120,003	
3 その他特別損失	1	120,000	120,001	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の給付に伴う増
4 予備費	10,000	0	10,000	
収支差引	△ 214,025	0	△ 214,025	病院事業収益 - 病院事業費用(資本的支出の税処理前の額)

「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」 のご案内

医療機関等で働く医療従事者や職員の皆さまに心からの感謝の気持ちとともに慰労金を給付します。医療機関等を通じての申請と給付にご協力をお願いします。

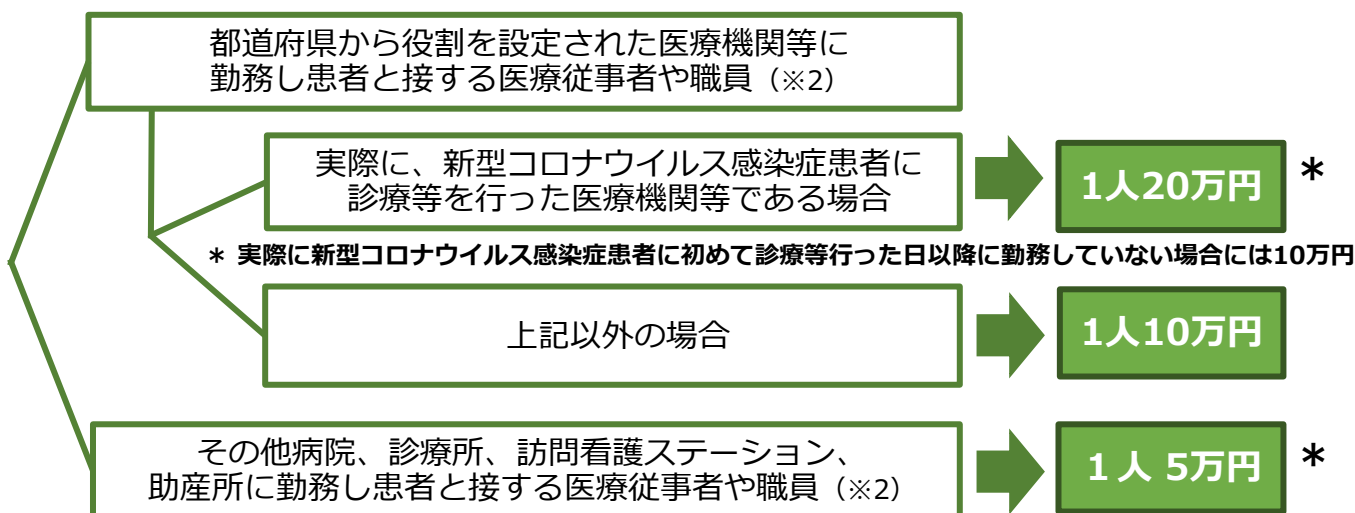
慰労金の内容

- ・ **新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員** (※1) に対し、慰労金として**最大20万円を給付**します。
- ・ **その他病院、診療所等**に勤務し患者と接する医療従事者や職員にも、慰労金として**5万円を給付**します。

※1 医療従事者や職員には、医療機関等に直接雇用される職員のほか、派遣労働者、業務委託受託者の従事者を含みます。

給付対象・給付金額

(給付対象・給付金額を医療機関等の判断で変えることはできません)



* 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

※2 対象期間 (当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日 (新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。) のいずれか早い日 (岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16) から6/30までの間) に10日以上勤務した者が対象となります。→**福岡県の場合は2月20日から6月30日までの間となります。**

※2 一日当たりの勤務時間は問いませんが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。

※2 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算します。

※2 保険医療機関でない病院や診療所、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。

事業の詳細はこちら

➡ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00001.html

緊急包括支援交付金

検索



〈お問合せ先〉

厚生労働省医政局

新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター

電話番号 03-3595-3317 (受付時間は平日9:30~18:00)

福岡県新型コロナ

ウイルス感染症一般相談窓口

電話番号092-643-3288

(問) 慰労金の趣旨を教えてください。

(答) 慰労金は、

- ①感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと、
- ②継続して提供することが必要な業務であること、
- ③医療機関での集団感染の発生状況を踏まえ、医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員に対して給付するものです。

(問) 「患者と接する医療従事者や職員」とは、どこまで含まれるのでしょうか。

(答) 例えば、病棟や外来などの診療部門で患者の診療に従事したり、受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当します。

また、診療には直接携わらないものの、医療機関内の様々な部門で患者に何らかの対応を行う職員等は医療機関における勤務実態等に応じて該当するものと考えられます。一方、対象期間中はテレワークのみによる勤務であったり、医療を提供する施設とは区分された当該法人の本部等での勤務のみであったなどの場合は該当しないと考えられます。

なお、ここでいう「患者」は、新型コロナウイルス感染症患者に限らず、他の疾病による患者も含まれます。

(問) 「医療従事者や職員」には、医療専門職以外の事務職なども含まれるのでしょうか。

(答) 資格や職種による限定はなく、事務職なども対象となります。

(問) 新型コロナ患者の受入病棟と別建物の病棟で勤務する職員でも、20万円の対象となりますか。

(答) 医療機関単位での判断となりますので、患者と接する職員であれば、20万円の対象となります。

(問) 業務委託受託者の従事者は、どのような場合に対象となりますか。

(答) ①患者との接触を伴い、かつ、②継続して提供が必要な業務である場合に対象となり、医療機関等における勤務内容によってご判断ください。

なお、一般的には、例えば、医療機関等内での受付や会計などの医療事務、院内清掃、患者搬送、患者等給食といった業務は対象となる場合が多いと考えられます。一方、医療廃棄物処理、寝具類洗濯、設備や機器の保守点検などは一般的に対象となりにくいと考えられますが、各医療機関等における委託業務の内容によって患者と接する場合もあることから、各医療機関等の実態に応じて判断いただくこととなります。

(問) 「10日以上勤務」の要件について、1日の数え方はどうなりますか。

(答) 1日当たりの勤務時間数は問わずに、勤務日数を数えてください。

なお、当直勤務などで日をまたぐ場合は2日と数えてください。

(問) PCR検査センター（地域外来・検査センター）や帰国者・接触者外来に応援に行った医療従事者や職員への慰労金の額は、どうなりますか。

(答) 患者と接する業務に通算して10日以上勤務している医療従事者や職員が、PCR検査センターや帰国者・接触者外来（PCR検査センター及び帰国者・接触者外来が実際に新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に診療等を行った医療機関等である場合）に応援に行き患者と接する業務に従事している場合、慰労金の額は20万円となります。

(問) 慰労金は、医療機関等が手当として支給することになりますか。

(答) 慰労金は、事業主が労働者への賃金、給料、手当等として支払うものではありません。

また、慰労金は非課税所得となるため、源泉徴収しないよう注意してください。

(問) 医療機関等で申請をとりまとめず、職員個人に申請させることはできますか。

(答) 患者に接する等の要件を確認する必要があるため、医療機関等での申請とりまとめにご協力をお願いします。

(問) 対象者へ慰労金を給付する際の医療機関等の事務手数料はどうなりますか。

(答) 振込手数料（実費）について、都道府県から医療機関等に支給される場合があります。

詳しくは申請の案内等でご確認ください。

(問) 医療機関等をすでに退職している職員の場合、どのように申請すればよいのでしょうか。

(答) 原則として、勤務していた医療機関等を通じて申請してください。

勤務していた医療機関等を通じた申請が難しい場合は、勤務していた医療機関等の勤務証明など必要な書類を揃えた上で個人申請いただくこととなります。

(問) 国保連からの振込の場合、どの口座に振り込みされますか。

(答) 国保連からの診療報酬の振込用に登録されている口座に振り込まれます。